

こんにちは、東京京橋カウンセリングオフィスです。

『こころとからだの健康』をテーマとして、日々の暮らしに役立つような情報を発信していきたいと思います。第 58 回では、「児童虐待防止推進月間」についてご紹介します。

厚生労働省は、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、各自治体や児童福祉に関連する機関等が児童虐待問題に対する理解と関心を深めるため、広報・啓発活動などを集中的に実施しています。例えば、東京都では推進月間に合わせて、都庁第一本庁舎を児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップしているようです([児童虐待防止推進月間\(11月\)都の取組|10月|都庁総合ホームページ](#))。

虐待といえば暴力というイメージが先行するかもしれませんが、児童虐待の防止等に関する法律において、以下の 4 種類に分類されています。

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト(育児放棄)
- 心理的虐待(暴言、拒否的な態度、DV の目撃等)

虐待が心に及ぼす影響は深刻で、その影響は尾を引きます。小さい頃は親の言葉や行動が普通と思っていたけれども、大人になってからあれは虐待であったと気が付く方もいます。もしご自身の過去の家族関係等で気になることがあったり整理したいことがあったりする場合、当オフィスのようなカウンセリング機関を利用してみるのも 1 つの方法です。東京京橋カウンセリングオフィスはいつでもご連絡をお待ちしております。